

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		風景づくり協定の認定		
根拠例規及び条項		多治見市美しい風景づくり条例(平成 13 年条例第 10 号)第 11 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市美しい風景づくり条例施行規則(平成 13 年規則第 50 号)第 7 条、第 8 条		
	基 準	協定が、その地域における施設の規模・位置・色彩・形態の基準、緑化の基準等、風景づくりを推進するため必要な事項について結ばれているか		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 30 日		
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				